

平成 21 年度税制改正

佐伯税理士事務所

税理士 佐伯 義樹

【法人税関係】

1. 土地重課制度の適用停止期間が平成 25 年 12 月末日まで延長されます。
2. 中小企業に対する軽減税率の引き下げ
 - ・ 課税所得年 800 万以下に対する法人税率が 18%（改正前 22%）に引き下げられました。
 - ・ 平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月末日終了事業年度に限られます（2 期間）
 - ・ 適用対象法人は、各事業年度終了の時点における資本金（出資金）1 億円以下である普通法人、人格の無い社団等、公益法人等、協同組合等、特定医療法人です。
 - ・ 新旧税率表

区分		所得金額	改正前	改正後
普通法人	資本金 1 億円以下	年 800 万以下	22%	18%
		年 800 万超	30%	
	資本金 1 億円超・相互会社		30%	
人格の無い社団等		年 800 万以下	22%	18%
		年 800 万超	30%	
公益法人等	公益社団(財団)法人 非営利型法人他一定の法人	年 800 万以下	22%	18%
		年 800 万超	30%	
	上記以外の公益法人等	年 800 万以下		18%
		年 800 万超	22%	
協同組合等（一定のものを除く）		年 800 万以下		18%
		年 800 万超	22%	
特定の協同組合等		年 800 万以下		18%
		年 800 万超	22%	
		10 億以下		
		10 億超	26%	
特定医療法人		年 800 万以下		18%
		年 800 万超	22%	

3. 中小企業の欠損金の繰り戻し還付制度の復活
 - ・ 青色申告法人の欠損事業年度の前事業年度の法人税額のうち一定金額の還付を受けることが出来るようになりました。
 - ・ 還付請求額＝前事業年度法人税額×欠損金額÷前事業年度所得金額
 - ・ 平成 21 年 2 月 1 日以後終了事業年度に生じた欠損金が対象となります。
 - ・ 中小企業者の要件は上記 2 と同様です。

4. 外国子会社配当金益金不算入制度の創設
 - ・ 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金不算入とされます。
 - ・ 配当等の額の支払に際し、外国で源泉徴収された税金については、損金不算入とし、直接外国税額控除の対象とならなくなります。
 - ・ 間接外国税額控除制度が廃止されます。
 - ・ 平成 21 年 4 月 1 日以後開始事業年度から受ける配当等について適用されます。
5. 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）
 - ・ 上記外国子会社配当金益金不算入制度の創設に伴い、特定外国子会社等が支払う配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととなります。
 - ・ 特定外国子会社等が受ける一定の配当等の額は、合算対象とされる金額から控除されます。
 - ・ 特定外国子会社等の平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に係る合算対象額から適用されます。
6. 企業再生関係税制等の拡大
 - ・ 民事再生法に準じた一定の要件を満たす私的整理を行う場合において、期限切れ欠損金の損金算入、資産評価損益の益金・損金算入制度を適用するにあたり、(株)地域力再生機構が関与した私的整理を追加しました。
 - ・ 債務免除の金融機関等に地方公共団体が加えられます。
 - ・ 過去の仮装経理による法人税の減額更正額の繰越控除制度が、一定の私的整理を含む合理的な再生計画が成立した会社については、控除未済額の還付がされることとなりました。
7. 棚卸資産の評価方法について、後入先出法・単純平均法が選定できる評価方法から除外されます（適用時期は未定）。

【法人税・所得税共通】

1. 土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円特別控除制度創設
 - ・ 個人又は法人が平成 21～22 年中に取得した土地等を 5 年超所有後に譲渡した場合の所得から、最大 1,000 万円の特別控除が可能となりました。
 - ・ 土地の取得に際しては、特別縁故者からの取得、相続、遺贈、贈与、交換その他一定の場合を除きます。
 - ・ 法人税法、措置法の圧縮記帳との併用はできません。

2. 平成 21～22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例制度の創設
 - ・ 平成 21～22 年に国内の土地等を取得した法人・個人事業者（不動産、事業、山林所得）がその取得事業年度（年）終了の日後 10 年以内に別の土地等（棚卸資産を除く）を譲渡し、譲渡益が発生した場合には、その譲渡益の 60%（平成 21 年取得の場合 80%）相当額を減額し、その減額相当額について、平成 21～22 年に取得した土地等の取得価額を圧縮記帳し、課税の繰延を行う制度が創設されました。
 - ・ 譲渡益の減額は、平成 21～22 年に取得した土地等の取得価額を限度とします。
 - ・ 個人の土地の取得については、配偶者その他特別縁故者からの取得、相続、遺贈、贈与、交換、リースによる取得を除きます。
3. 特定資産の買換え特例の適用期限が平成 23 年 12 月末日まで延長されます。
4. エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の延長・改正
 - ・ 青色申告中小企業者等が平成 21 年 4 月 1 日～23 年 3 月末日までに取得した対象設備の取得について、全額即時償却（改正前 30%の特別償却）が可能となりました。
 - ・ この改正により税額控除制度（取得価額×7%）は廃止となりました。
5. 事業革新設備等の特別償却制度の延長・改正
 - ・ 一定の認定事業者が新品の事業革新設備を取得等し、事業供用した場合には特別償却（15%～30%）が出来ます（平成 23 年 3 月末日まで）。
6. 医療機器特別償却制度の適用延長・対象資産の追加
 - ・ 青色申告法人・個人で医療保険業を営む者が、未使用の医療用機械・備品（一台 500 万円以上で高度な医療の提供に資するもの又は承認後 2 年以内のもの）の取得をした場合又は一定の療養介護保険施設の増改築。医療保険の用に供されていた建物等につき、その用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設された一定の医療保険業用の建物等については、一定の特別償却が適用されます。
 - ・ 新型インフルエンザに対応する簡易陰圧装置（新設）については、取得価額の 20%相当額の特別償却となる。
 - ・ 平成 21 年 3 月 31 日までに取得等したものに限ります。
7. 優良賃貸住宅等の割増償却
 - ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の適用期限が平成 23 年 3 月 31 日までに取得した分まで延長されます。
 - ・ 割増償却率が最大 55%に引き上げられました。

【所得税関係】

1. 住宅ローン減税制度の延長・拡大
 - ・ 住宅ローン減税制度が平成 25 年まで延長され、平成 21～22 年居住開始の場合には、最大 500 万円（10 年間総額）の税額控除が可能となりました。
 - ・ 認定長期優良住宅（200 年住宅）取得の場合には、最大 600 万円（10 年間総額）の税額控除が可能となりました（平成 21～23 年居住開始）。
 - ・ 所得税において控除しきれない部分を住民税から控除する場合に、従来まで市区町村に対して申告が必要でしたが、給与所得者の場合にはその申告が不要となります。
2. 認定長期優良住宅の新築等に係る所得税額控除の創設
 - ・ いわゆる 200 年住宅を新築等して居住の用に供した場合には、性能強化費用相当額（耐久、耐震、省エネ、可変等の項目ごとに一定の基準を満たすための性能強化費用。1 千万円を限度。）の 10%の税額控除が可能となります。
 - ・ 住宅ローン控除との選択適用となりますが、全額自己資金の場合にも適用され、控除不足額は翌年の所得税から控除することができます。
 - ・ ただし、買換特例や軽減税率、居住用 3,000 万円特別控除との併用は不可。
3. 省エネ・バリアフリー改修工事の税額控除
 - ・ 従前の省エネ・バリアフリー改修工事に係る住宅ローン減税が 5 年間延長されます。
 - ・ 自己資金型の税額控除が新たに創設されました。
 - ・ 控除額は工事費用（200 万円限度。ただし併せてソーラー発電設置の場合 300 万円限度）の 10%。
4. 既存住宅の耐震改修をした場合の税額控除
 - ・ 耐震改修に係る自己資金型の減税制度が平成 25 年まで延長されました。
 - ・ 税額控除額（最高 20 万円）＝耐震改修に係る標準的な工事費用相当額×10%
5. 投資優遇税制（平成 21 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日までの上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する軽減税率（所得税 7%住民税 3%））が延長されました。
6. 生命保険料控除
 - ・ 従来までの「一般」「個人年金」の 2 区分から、「死亡保険」「介護・医療保険」「個人年金」の 3 区分となり、それぞれの控除限度額は 4 万円（改正前 5 万円）となりました。これにより控除限度額の上限は 12 万円（改

正前 10 万円) となります。

- ・ 新制度の施行日以後締結した生命保険契約等について適用され、施行日前締結分については従来の制度が適用されます。
- ・ 新旧混在する場合には、所得税 12 万円。住民税 7 万円が控除限度額となります。
- ・ 新旧対応表

	改正前・施行日前契約分		施行日以後契約分		
	一般	個人年金	死亡保険	介護・医療	個人年金
所得税	5 万円	5 万円	4 万円	4 万円	4 万円
	最高限度額 10 万円		最高限度額 12 万円		
住民税	3.5 万円	3.5 万円	2.8 万円	2.8 万円	2.8 万円
	最高限度額 7 万円		最高限度額 7 万円		

※ 平成 22 年度改正事項であり平成 24 年分（住民税は平成 25 年分）から適用開始予定です。

7. 政党等寄付金控除制度が、平成 26 年 12 月 31 日まで延長されました。
8. 定額給付金について、所得税・住民税を非課税としました。

【相続税関係】

1. 自社株に係る相続税の納税猶予制度（事業承継税制）の創設
 - ・ 経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者が有していた、その法人の株式等を、その代表者の後継者が相続等により取得した場合において、一定要件に該当するときは、その株式等に係る相続税額の 80% 相当額について、その納税額を猶予する制度（相続税の納税猶予制度）です。
 - ・ 納税猶予の対象となる株式等は、後継者が既に有していた株式等を含め議決権株式等の総数の 3 分の 2 に達するまでの部分です。
 - ・ この適用を受けるためには、相続開始前に経済産業大臣の事前確認。相続税の申告期限までに経済産業大臣の認定を受けなければなりません。
 - ・ 納税猶予された相続税額は、原則としてその後継者が代表者として一定期間（原則 5 年間）、従業員（8 割以上）の雇用の維持かつ、その後継者が死亡の時まで猶予対象株式を保有し続けた場合、又はさらに次期後継者に贈与税の納税猶予制度を適用して贈与した場合に免除されることとなります。
 - ・ 中小企業者の認定を受けた中小企業者は、その日から 5 年間、毎年経済産業大臣へ事業継続報告書を提出しなければなりません。
 - ・ 事前確認申請にあたっては、下記の全ての要件について確認を受けるこ

とが出来ます。

イ	中小企業経営承継円滑化法に定める会社であること
ロ	上場会社等、風俗営業会社に該当しないこと
ハ	中小企業者の代表者が死亡・退任した場合の新たな代表者の候補者であり、その代表者から相続等によりその代表者が有する中小企業者の株式及び事業用資産を取得することが見込まれる特定後継者がいること
ニ	特定代表者（※）がいること
ホ	特定代表者が有する当該中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画を有していること
ヘ	特定後継者が死亡した場合に、新たに特定後継者となることを見込まれる者（特定代表者又は特定後継者の親族に限る）がいること
ト	上記のほか、当該中小企業者が経済産業大臣の指導・助言を特に必要としていること

※ 特定代表者とは、次に掲げるいずれかに該当する者であって、その親族に特定後継者がいるもの（2人以上いる場合には、そのうち当該中小企業者が定めた一人に限る）をいう。

- 事前確認時において当該中小企業者の代表者であって、同族関係者と合わせて発行済議決権株式等の50%超の議決権株式等を有し、かつ、当該代表者がその同族関係者内において筆頭株主であるもの。
 - 当該中小企業者の代表者であった時及び事前確認時において、代表者であった者が、同族関係者と合わせて発行済議決権株式等の50%超の議決権株式等を有し、かつ、当該代表者であった者がその同族関係者内において筆頭株主であるもの。
- ・ 次のいずれかに該当する場合には、事前確認を受けることなく、経済産業大臣の認定を受けることが出来ます。

イ	当該代表者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る）が、その被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人が60歳未満で死亡した場合
ロ	当該代表者がその被相続人の親族であり、かつ、当該被相続人の死亡の直前において当該中小企業者の役員であった場合において、当該被相続人の死亡の直前において当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続（公正証書遺言によって当該中小企業者の株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る）又は遺贈（公正証書遺言によって特定の名義で行われたものに限る）により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の50%を超える数であるとき

ハ	当該特定後継者が死亡した場合であって、当該代表者が事前確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る新たに特定後継者となることを見込まれる者であるとき
ニ	平成 20 年 10 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの間に当該中主企業者の代表者の被相続人が死亡した場合において、当該代表者がその被相続人の親族であり、かつ、当該中小企業者が一定の条件に該当する旨を証する書類を経済産業大臣に提出したとき

- ・ この制度の適用対象法人は経済産業大臣の認定を受けた会社で、相続開始の時ににおいて、常時 1 名以上の使用人がいること等一定の要件を満たす会社（医療法人を除き、特例有限会社、持分会社を含む）でなければなりません。
- ・ 相続税の申告書の提出期限までに、納税猶予分の相続税額に相当する担保（当該株式等（特例非上場株式等）を担保として提供することも可能です）を提供しなければなりません。
- ・ 経営承継相続人等は、相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額の免除又は納付が確定する日までの間、引き続き「納税猶予制度の適用を受けたい旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- ・ 下記の場合には猶予税額が免除されます。
 - ① 経営承継相続人等が特例非上場株式等を死亡の時まで保有し続けた場合
 - ② 経営承継期間経過後において、会社が破産、又は特別清算した場合。特例非上場株式等の時価が猶予税額を下回る中、事業継続のため当該株式等を譲渡した場合。次の後継者に贈与税の納税猶予制度を適用して特例非上場株式等を贈与し、事業の継続を図る場合。
- ・ 雇用の 8 割を維持できなくなった。解散した。中小企業円滑化法に定める法人に該当しなくなった場合等一定の場合には、納税猶予額の全額を納付しなければなりません。

2. 自社株に係る贈与税の納税猶予制度の創設

- ・ オーナー社長が役員を引退し、後継者に代表権を譲るにあたり、自社株を一括贈与するといった事業承継において、その自社株に係る贈与税額の納税を猶予する制度です。
- ・ 5 年間の経営贈与承継期間において従業員の 8 割以上の雇用が確保されるなどの要件が必要となります。
- ・ 贈与者が死亡した場合等に、納税猶予額は免除され、その猶予対象株式

は相続財産となるが、一定要件のもと、相続税の納税猶予制度の適用を受けることが出来ます。

- ・ 相続税の納税猶予制度と同様、経済産業大臣への事前確認、認定、報告義務があります。
- ・ 平成 21 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。
- ・ 中小企業者の要件等は相続税の納税猶予制度とほぼ同じです。
- ・ 贈与者の要件は、会社の代表者であったこと。役員を退任すること。同族関係者と合わせて発行済株式等の過半数を保有していたこと。同族関係者間で筆頭株主であったこと。その贈与以前にこの適用を受けていないこと。
- ・ 受贈者の要件は、贈与者の親族(贈与時において 20 歳以上)であること。代表権を有していること。同族関係者と合わせて発行済株式等の過半数を保有していること。同族関係者間で筆頭株主であること。贈与時から贈与税の申告期限まで引き続き当該株式等の全てを有していること。贈与の日まで引き続き 3 年以上その会社の役員であること。経営を確実に承継すると認められること。
- ・ 適用を受けることができる株式等(特例受贈非上場株式等)は、①贈与者が有していた株式等の数。②発行済株式等の三分の二から、受贈者である後継者が保有していた株式等の数を控除した株式等の数のいずれか低い株式等の数であり、一括贈与が要件となります。
- ・ 納税猶予額は、特例受贈非上場株式等の価額を後継者のその年分の贈与税の課税価格とみなして計算した金額となります。
- ・ 旧代表者の死亡の時以前に後継者が死亡した場合。旧代表者が死亡した場合。経営贈与承継期間後において、相続税の納税猶予制度における経営承継期間後の免除の事由が発生した場合には納税猶予額は免除されます。
- ・ 経営贈与承継期間内及び期間後に雇用の 8 割を維持できなくなった等一定の場合には、納税猶予額の全額の納付をしなければなりません。

3. 農地等に係る相続税の納税猶予制度

- ・ 市街化区域外の農地等に係る相続税の納税猶予制度について、
 - ① 農業経営基盤強化促進法の規定により貸し付けられた農地等についても認められるようになりました。
 - ② 20 年間の営農継続による猶予税額の免除制度が廃止されました。
 - ③ 農用地区域内の特例適用農地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき譲渡した場合については、総面積の 20%を超える場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなりました。

- ・ 市街化区域内の農地等及び市街化区域外の農地等に係る相続税の納税猶予制度について、猶予期間中、身体傷害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合において、農地等の貸付をしたときは、引き続き納税猶予制度の適用を受けられるようになりました。
- ・ 改正農地法施行日以後の相続・贈与から適用されます。

【その他】

1. 住宅用家屋の所有権保存登記等に対する登録免許税の軽減措置の延長
 - ・ 所有権保存登記に対する登録免許税の税率 0.15%の軽減税率が平成 23 年 3 月末日まで延長されました。
 - ・ 所有権移転登記に対する登録免許税の税率 0.3%の軽減税率が平成 23 年 3 月末日まで延長されました。
 - ・ 住宅取得資金の貸付等に係る抵当権設定登記に対する登録免許税 0.1%の軽減税率が平成 23 年 3 月末日まで延長されました。
2. 土地の売買による所有権移転登記等に対する登録免許税 1%の軽減措置が平成 23 年 3 月末日まで延長されました。
3. 特定目的会社が取得した不動産の所有権移転登記等に対する登録免許税 0.8%の軽減措置が平成 22 年 3 月末日まで延長されました。
4. 会社分割に伴う不動産の所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減措置が平成 22 年 3 月末日まで延長されました。
5. 土地等に係る固定資産税の税負担調整措置が延長されました。
6. 不動産取得税の標準税率（3%）の特例、宅地評価土地の課税標準（50%）の特例措置が平成 24 年 3 月末日まで延長されました。
7. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の特例措置が平成 23 年 3 月 31 日まで延長されました。